

				設計年月日		令和8年4月1日	
工種区分	造園	業務番号	庁舎維持管理 業務 第3号			積算者	設計者
業務場所	熊本県菊池郡大津町大字大津地内						
幹線 枝線名							
処理区分							
<p>令和8年度</p> <p>業務名：大津町役場庁舎周辺樹木芝生管理 業務委託</p>							
工期			着手期日	令和 年 月 日			
			竣工期限	令和 9年 3月 19日			
請負金額			請負人				
備考							

大津町役場庁舎周辺樹木芝生管理業務委託

総 括 表									
費 目	工 種	種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
樹木管理				1	式				
芝生管理				1	式				
直接人件費									
直接物品費									直接人件費×3% 【1～3%以内】
直接業務費									直接人件費+直接物品費
業務管理費									直接業務費×29% 【25～29%以内】
業務原価									直接業務費+業務管理費
一般管理費									業務原価×13% 【8～13%以内】
業務価格									業務原価+一般管理費
採用価格									業務原価+一般管理費
消費税									10%
合 計									

大津町役場庁舎周辺樹木芝生管理業務委託

業務委託料内訳書									
費目	工種	種別	細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
	樹木管理			1	式				
		低木剪定	1回	217	m ²			第3号単価表	
		低木施肥	1回	217	m ²			第4号単価表	
		低木防除	4回	868	m ²			第5号単価表	
		高木防除	4回	64	本			第8号単価表	
		植込地除草	4回	1,292	m ²			第9号単価表	
		植込地除草 剤	4回	1,292	m ²			第10号単価表	

大津町

大津町役場庁舎周辺樹木芝生管理業務委託

業務委託料内訳書									
費目	工種	種別	細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
	芝生管理	コウライ芝		1	式				
		芝刈	5回						2,393㎡×年5回
		機械芝刈		11,965	㎡			第11号単価表	
		人力芝刈		3,985	㎡			第13号単価表	
		芝処分費		11,965	㎡				
		施肥・除草剤・殺虫剤	2回						2,393㎡×年2回
		芝生施肥		4,786	㎡			第14号単価表	
		芝生除草剤散布		4,786	㎡			第15号単価表	
		芝生殺虫剤散布		4,786	㎡			第16号単価表	

大津町

トラック 2 t 積運転単価表 (1日当たり)

第 1 号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運 転 手	(一般)	人	1.0			
燃 料 費	軽油	ℓ	33.6			4.2ℓ/h * 8h = 33.6
機 械 損 料	トラック 2 t 積	h	8.0			建設機械等損料算定表
諸 雑 費		式	1.0			
計						
						1台当たり

低木剪定単価表（100㎡当たり）

第3号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造 園 工		人	0.60			
普 通 作 業 員		人	0.17			
燃 料	ガソリン	ℓ	1.0			
刈 込 機 械 損 料	バリカン式	日	0.60			
ト ラ ッ ク 運 転	2 t 積	h	0.27			第2号単価表
諸 雑 費		式	1.0			
計						
						1㎡当たり

低木施肥単価表（100m²当たり）

第4号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造 園 工		人	0.14			
普 通 作 業 員		人	0.04			
肥 料		kg	10.0			化成肥料
諸 雑 費		式	1.00			
計						
						1 m ² 当たり

低木防除単価表（100ℓ当たり）

第5号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.10			
普 通 作 業 員		人	0.20			
燃 料	ガソリン	ℓ	0.86			
動 噴 霧 機 損 料		日	0.25			
ト ラ ッ ク 運 転	2 t 積	h	0.10			第2号単価表
薬 剤		ℓ	0.1			トレボン乳剤
薬 剤		ℓ	0.02			展着剤
諸 雑 費		式	1.0			労務・運転経費の2.5%以内
計						
						1ℓ当たり
		ℓ	0.5			1㎡当たり

高木剪定単価表（10本当たり）C= 0.15未満

第6号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造 園 工		人	0.75			
普 通 作 業 員		人	0.30			
ト ラ ッ ク 運 転	2 t 積	台	0.10			第1号単価表
諸 雑 費		式	1.00			
計						
						1本当たり

高木施肥単価表（100本当たり）

第7号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造 園 工		人	3.00			
普 通 作 業 員		人	0.90			
施 肥		kg	50.0			固形肥料
諸 雑 費		式	1.00			
計						
						1本当たり

高木防除単価表（100本当たり）

第8号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
世 話 役		人	0.2			
造 園 工		人	0.25			
普 通 作 業 員		人	0.3			
薬 剤		CC	650.00			トレボン乳剤
ト ラ ッ ク 運 転	2 t 積	h	1.8			第2号単価表
諸 雑 費		式	1.0			労務・運転経費の2.5%以内
計						
						1本当たり

植込地抜根除草単価表（100m²当たり）

第9号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.60			
軽 作 業 員		人	0.30			
ト ラ ッ ク 運 転	2 t 積	h	0.10			第2号単価表
諸 雑 費		式	1.00			労務・運転経費の1%以内
計						
						1 m ² 当たり

植込地除草剤散布工単価表（100m²当たり）

第10号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.02			
造 園 工		人	0.20			
薬 劑		kg	0.50			ラウンドアップ
諸 雑 費		式	1.00			労務・運転経費の2.5%以内
計						
						1 m ² 当たり

機械芝刈単価表 (1,000m²当たり)

第11号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.65			
芝 刈 機 運 転		日	0.36			第12号単価表
ト ラ ッ ク 運 転	2 t 積	台	0.38			第1号単価表
諸 雑 費		式	1.00			
計						
						1 m ² 当たり

芝刈機（ハンドガイド式5.1KW、刈幅77cm級）運転単価表（1日当たり）

第12号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
世 話 役		人	0.1			
特 殊 作 業 員		人	1.0			
普 通 作 業 員		人	0.3			
燃 料	レギュラーガソリン (スタンド渡し)	ℓ	9.0			
機 械 損 料	芝刈機ハンドガイド式 5.1KW	日	1.0			建設機械等損料算定表
諸 雑 費		式	1.00			労務・材料費、機械損料の 3%以内
計						
						1日当たり

人力芝刈単価表（100m²当たり）

第13号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造 園 工		人	0.50			
普 通 作 業 員		人	0.15			
ト ラ ッ ク 運 転	2 t 積	台	0.038			第1号単価表
諸 雑 費		式	1.00			
計						
						1 m ² 当たり

芝生施肥（人力）工単価表（100m²当たり）

第14号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造 園 工		人	0.03			
普 通 作 業 員		人	0.01			
肥 料	有機化成（粒状）	kg	6.00			
諸 雑 費		式	1.00			
計						
						1 m ² 当たり

除草剤散布単価表（1,000m²当たり）

第15号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造 園 工		人	0.13			
普 通 作 業 員		人	0.13			
ト ラ ッ ク 運 転	2 t 積	台	0.13			第1号単価表
薬 剤		ℓ	0.7			アージラン
薬 剤		ℓ	0.13			MCPP
諸 雑 費		式	1.00			労務・運転経費の2.5%以内
計						
						1 m ² 当たり

芝生殺虫剤散布単価表（1,000m²当たり）

第16号単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造 園 工		人	0.13			
普 通 作 業 員		人	0.13			
ト ラ ッ ク 運 転	2 t 積	台	0.13			第1号単価表
薬 剤		ℓ	0.7			ダイアジノン乳剤
薬 剤		ℓ	0.13			展着剤
諸 雑 費		式	1.00			労務・運転経費の2.5%以内
計						
						1 m ² 当たり

大津町役場庁舎周辺樹木芝生管理業務委託仕様書

1. 一般事項

- 1) この仕様書は、業務の概要を示すものであり、現地に応じ軽微なものについて、本仕様書に記載されていない事項であっても、管理上当然必要なものについては、監督員の指示に従い、受託者において異議なく実施するものとする。
- 2) 作業は、作業工程表に従い実施するものとするが、施設の使用に支障をきたさないよう現場責任者が、都市計画課と事前に打合わせを行い、監督員の指示に従って、受託者において異議なく実施するものとする。
- 3) 受託者の怠慢過失により生じた損害は、すべて受託者の負担とする。
- 4) 受託者は、常に管理現場の状況に精通し、かつ、監督員と連絡を密にして、受託業務の進捗を図るとともに、災害防止、その他管理上必要な緊急措置について監督員の指示を受け適切な管理にあたるものとする。
- 5) 管理作業を実施するときは、事前に作業項目、作業期間及び作業箇所を連絡し、実施時は、作業項目ごとの写真を撮り、場所ごとに日付を表示して整理すること。また、事業完了（出来高）報告書の提出にあたっては写真を工程表、作業日報とあわせて提出するものとする。**公園内の芝刈り及び除草作業においては作業日を事前に監督員へ連絡し、監督員は数回作業状況を確認するものとする。**
- 6) この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い指示に従うものとする。
- 7) 本作業の実施にあたっては、作業を習熟した者を従事させ最良の成果をあげ得るよう努めるものとする。

2. 芝生管理

- 1) 芝生刈り込みについて
 - ア 芝生内にある石、空き缶等障害物は、あらかじめ取り除き、樹木、施設等を損傷しないように注意し、刈りむら、刈り残しが無いよう均一に刈り込むこと。
 - イ 樹木の根際、柵類の回りなど機械刈りが不相当または不能な場所は手刈りで行うこと。
 - ウ 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに刈り跡はきれいに清掃すること。
 - エ クスノキの落ち葉も一緒に収集すること。
- 2) 施肥については、所定の施肥量を芝生面にむらなく均一に散布し、原則として降雨直後等で葉面がぬれている時は行わないこと。
- 3) 抜取除草については、芝生を傷めないよう除草器具などを用いて根から丁寧に抜き取り、抜き取った雑草は速やかに処理すると共に除草跡はきれいに清掃すること。
- 4) 除草剤散布について
 - ア 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施すると共に、希釈液は指定の濃度となるように正確に希釈混合し指定量をむらなく均一に散布すること。
 - イ 芝生内の樹木等を始め周辺の対象植物以外のもの及び来園者（通行人）には絶対かからないよう十分注意して行うこと。
 - ウ 立て看板の表示や立入制限範囲の設定等により、除草剤散布を広く周知するとともに、

- 散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。
- 5) 殺虫剤散布については、4)の除草剤散布に準ずる。
- 6) 清掃については、芝生内に散乱する落葉、落枝、塵芥、空き缶等を竹ぼうき等によりかきあつめ公園外にて処理すること。

3. 樹木管理

1) 病害虫防除について

ア 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を厳守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意すること。

イ 散布方法は、それぞれの病害虫の特性に応じて最も効果的な方法で行うこと。

ウ 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施すると共に、希釈液は指定の濃度となるように正確に希釈混合し指定量をむらなく均一に散布すること。

エ 散布に際して、風上に背を向けて風下から行うこと。また、来園者（通行人）を始め周辺の対象植物以外のものにかからないように十分注意して行うこと。

オ 散布作業は、人体への影響を考慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用すること。

カ 薬害の疑いが生じた場合には、速やかに監督員に報告し、その指示に従い処置すること。

キ 効果判定は、効果が最も顕著な時期に行い、効果がなかったところについては監督員の指示に従い補充散布すること。

2) 施肥については、所定の施肥量を各樹木の特性に応じて、最も効果が期待できるように行うこと。

3) 植込地の除草、除草剤散布並びに清掃については、芝生管理に準ずる。

4) 樹木手入れについて

ア 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、混みすぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うこと。

イ 剪定方法には、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、樹形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行うこと。

ウ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。

エ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定すること。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定すること。

オ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わないこと。

カ 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。

キ 剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理するとともに樹木周辺をきれいに清掃すること。

5) 主な剪定方法について

ア 大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう切断予定箇所の数10cm上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえで、切返しを行い切除する。

イ 切詰剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新正枝を、樹冠の

大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定すること。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽）を残すものとする。

ウ 切返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切取、及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取る。骨格枝となっている枯枝および古枝を切取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切取る。

4. 安全管理

- 1) 受託者は、第三者に損害を与えないように留意するものとし、万一、損害が生じた場合には、遅滞なく甲に連絡をとり、必要な措置をとるものとする。
- 2) 受託者は、常に作業の安全に注意して現場管理を行い、災害防止に努めること。特に、園内での車両の通行については、徐行を厳守し絶対事故が起きないように努めること。
- 3) 受託者は、公衆の生命、財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講ずること。
- 4) 受託者は、作業用機械器具、使用薬剤等の保管管理については、注意して絶対事故が起きないように万全の対策を講ずること。



- 凡例
- : コウライ芝
 - : 低木 (ツツジ)
 - : 植込地 (除草・除草剤散布のみ)
 - : 中木 (ハナミズキ)

山下設計・パオプラン熊本業務委託共同企業体

代表 設計者	一級建築士 成島 亮	設計	一級建築士 鷹野 寿昭	建築	一級建築士 江島 秀典	監工	
設計 監理	一級建築士 成島 亮		一級建築士 鷹野 寿昭		一級建築士 江島 秀典		

特記

大津町新庁舎建設工事

図面内容	配置図 (完成形)	図面番号	1013
縮尺	A1: 1/300 A3: 1/600	区分	建築意匠図